

第十二回 参議院農林委員會會議錄 第十一号

昭和二十六年十一月二十一日(水曜日)
午後一時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 片柳 眞吉君
山崎 恒君

委員

池田宇右衛門君
白波瀬米吉君
北村 一男君
瀧井治三郎君
宮本 邦彦君
赤澤 興仁君
飯島通次郎君
加賀 操君
壽口 三郎君
江田 三郎君
門田 定藏君
小林 孝平君
三橋八次郎君
松浦 定義君

國務大臣

農林大臣 根本龍太郎君

政府委員

農林政務次官 島村 軍次君
農林省畜系局長 青柳 確郎君
事務局長 安樂城敏男君
常任委員会専門員

本日の会議に付した事件

○爾系価格安定法案(内閣提出) 衆議院送付)

○委員長(羽生三七君) これより委員会を開きます。

昨日に引続いて爾系価格安定法案の審議を続行いたします。

○江田三郎君 昨日事務当局に対してお尋ねをしたわけですが、今日は折角大臣が見えておりますので、大臣にお尋ねしてはつきりとした御返事を頂きたいと思つております。それはいろいろ問題がありますが、その中で私に問題にしたい点は、この法案によつて糸の値段の安定ができるかどうかという点についてです。白波瀬委員、その他専門的な立場から悲観的、必ずしもこれで案を許さないという御意見があるようにありますが、そういう糸の値段の安定というよりも、その基礎になる糸の価格の安定という点に、この法案で果してできるのかどうかという点であります。これは、我々の受けた印象を率直に申しますと、いふと、何かこれは製糸家或いは糸だけのことを考へて、あとから繭だけをちよつぱりと名前だけ附足したというやうな印象を受けるのであります。昨日来の事務当局の質問に対するお答えからいいますと、現在繭というものは糸に比較して割高に買われておるのだ、糸の安定ができれば繭も自然と安定し得るのだという説明でございまして、併し同時に本委員会へこの法案審議のために畜系局のほうから出された資料によりますと、今まで政府側の説明によつて、比較的繭が高く、割高に買われておるのだと言われながらも、具体的な数字を見ますと、例えば昭和二十五年における繭の相場が平均して千六百七十円で

あるのに対して、生産費は千二百九十円、更に昭和二十四年を見ますと、九百円、もっと大きな開きがありまして、九百円に対して生産費が千五百七十九円というやうな相場が出ておるわけでありまして、この点やばり農家生産物の一般的な、いつもこの生産農家が買入られるというところが、やはり少くともこの出された資料から行きますと、いふと、その通りの結果が出ておるわけです。一体これによつて、この法案によりまして糸の最高最低の価格をきめる、而もその価格をきめず場合によっては糸の加工費或いは繭の生産費等を基準にして、それを保障するやうな建前でできるといふことを言われましても、一旦そういうものがきまりましたところで、我々の常識から行きますと、いふと、製糸業者がみずく、赤字を覚悟して繭を買入れ、糸を加工するといふことは考えられないのであります。若し相場が暴落になつて来るといふと、どうしてもその犠牲のしわざが繭の生産農家のほうへ偏らざるを得ないと思つておるわけで、そのことは今私が申しました、政府の提出された具体的な資料の数字にもおつきりと現れておるわけです。そういう点から私がお尋ねしたいのは、この十條によるところの「繭の価格の異状な低落を防止することができない」と認めるときは、「この必要な措置を行う」といふことが書いてありますが、この必要な措置といふのは、具体的に如何なることを指すのであるか、或いはこれを更に百尺竿頭一歩を進めまして

繭の買入れを行うといふやうな、そういう法案の修正でもなさる御意思はないのか、或いはそういう修正をなさらないとしまして、政府として具体的にどういふやうな措置を行おうとしておるのかといふことを聞かせ願いたいと思つておるわけであります。同時に、いふやうなことに必要な措置の中に、乾繭の買入れ等が含まれておりますれば、片方のこの特別会計のほうにおきまして、糸だけではないに、繭の買入れを行ふやうな修正を行わなければならぬと思つておるわけであります。要するに私がお尋ねしたいのは、この必要な措置といふ、この第十條の必要な措置といふのは、具体的に何を考へておるのか、その点をお尋ねしたい。

○國務大臣(根本龍太郎君) 江田さんから御指摘のように従前から糸の安定と同時に繭の安定をすることが必要であるといふことは強く要請されておつたのであります。

政府といつても糸も繭も、繭の安定にこれは安定するのでなければ日本の養蚕業並びに製糸業は安定しない、かように思つておりますが、御承知のように繭の安定せしめるためには生繭若しくは乾繭を買入れるといふやうなことは非常に膨大な予算と施設を要するのでございまして、そこでいろいろ研究の結果、次善の策ともいふべき糸の安定せしめることによつて繭の安定措置ができるという見解をとりまして、この案になつたのであります。

その意味におきまして具体的に問題になりますのは、御指摘のように第十條

の適当な措置といふのはどういふことですかといふことであらうと存じます。これにつきましては、これはいろいろその繭の暴落の状態は、そのときどきにおいて相当の事情が違つてまいりまして、過去におけるいろいろやつた政策を考へてみまして、大体過去にとつたところの措置がやはりとらるべきではないかと考へております。その措置は、御承知のように委託加工をいたさずして、委託加工をやつた場合における金融の措置をしてやる、或いは又養蚕組合が乾繭倉庫を持ち、これを利用して暴落した場合にその持ちこたえができるやうなための金融措置、こういうもので一番大きな効果を挙げているわけであります。

そこで我々もそうした暴落のやうなときに当りましては繭の輸送をいたし、又必要な場合におきましては繭のまゝ利子に対する低減とか、いろいろものを考へるべきではないかと考へております。

従いまして現在のところ生繭を政府がこの特別会計において買つて繭の安定を期するといふ立場をとつていないのであります。それをやるとしますれば、この僅かな三十億がそこでは、到底この目的を達し得ないのであります。又一面におきまして糸の安定に基く繭の安定といふやうなことは、実は寸足らずのやり方になつてしまつたので、現在この糸の安定に基いて、その糸の決定における最低値段の保障という形において繭の安定

を期するといふ構想であります。

○江田三郎君　昨日来いともお答えになるのは、糸価が安定すれば繭価は安定するのだということ、そうして今まで現在の情勢で行くということと繭価は比較的割高に買われているのだ、従つてそう大して心配は要らないのだということを事務当局のほうでは繰返しておつしやるわけです。ところが同時に事務当局のほうから配られた資料で行きますというと、先ほど私が数字を申し上げますように、この生産費を割つた繭価で取引が行われておるわけです。

するのではないかと思ひまして、そういう点をただ今おつしやつたような程度のことではなしに、もう一歩進められることが適當ではないか、予算措置の問題につきましては、今一応三十億圓なら三十億圓という金は、糸だけのものを考えましても、突進んで考えて見ますとこれでは足らんという議論が出来ます。併しこの予算措置の問題は予算措置の問題として、今直ちに買上げを行わねばならないのですから、次の通算国会で考慮するといひしまして、ともかくこの第十條というものをもう少し、ただ必要な措置という漠然たる措置でなしに、もう一歩具体的にこの戦前の買上げというところまで進めて行くことが私は適當だと思ふのでありまして、そういうようなことについて政府のはうではもう一遍お考えをし直して行くわけには行きませんか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 先ほども申上げましたように、理想としては私もそれを考えております。但しその乾籾買上げをいたすということになりますと、乾籾倉庫を政府若しくはその他の政府関係機関において持たなければならぬということになりますし、それから又これは非常に莫大の資金を必要とするという關係からいたしまして、やはり財政上の方面をも考えて参りますという、政府としてはそれを希望するけれども、今これを立法化する段階ではない、こういうふうな考え方をいたしておるのであります。それでやはりそれだからといって全部放置して置くわけにも参りませんので、我々としては先ほど申上げましたように、勿論直接に籾の価格を保障するために籾繭そのものの買入れをやつたほうが直

接的でありましょうけれども、間接的にはやはり糸仙が安定いたしましたれば、それだけ蠶業経営者、養蚕家も一つの安定感を持つ、経営に対する見通しがつくことは確かに言えることだと思ひます。そこで問題は江田さんの御指摘のように生産費を直接保障するわけに行かない、ここに難点がありまして、この点只今御指摘の通りだと思ひます。それで我々といしましては、この糸仙安定法と同時に実は養蚕の生産費をできるだけ安くするという点をも考慮して行かなければならないと思ひまして、そのために養蚕に関する幾多の助成並びに保護政策をとつて行つて、その点をカバーして行きたい、かように考へておる次第であります。

○江田三郎君 繰返して申しますけれども、糸価が安定すれば直接的ではないけれども、繭価は安定するのだということは何遍繰返して言われましたところで、ここに出て来ているこの統計数字からして生産費を割つているということははつきりしている。これは私が作つた統計ではなくて、政府のほうがお配りになつた統計数字ではつきりしている。そこで政府としては、私がそういうふうに申すようなことがいいのだ、ただ問題は乾繭倉庫等に莫大な経費が要るのだ、こういうことを言われますけれども、それならばやつぱりそういう買上げの途をとらないで、農民に自治的に乾繭倉庫に保管せしめて、その融資の途を開くとしても、やつぱり乾繭倉庫は要るのだ。それでももう五十歩百歩だ。そういう乾繭倉庫を作るのに金が要るからこれができないということなら、それならば片方の融資ということも実質的にできないことに

なるので、養蚕農家の立場を何ら考え
ていないということになってしまう。

勿論特別会計の予算の限度というものはあるわけでありまして、例えば三十億円というものが、これは将来殖やして行きたいと思えますけれども、仮に動かんとした場合に、それだけでは太して買えんじやないかと言われまして、これは糸だけを考えても三十億円でいいかどうかということは大きな疑問がある。併し一応政府のきまつた予算

算の範圍内においてさうな操作をする。將來この増額のために努力をするということであれば、私は大体をういう保障制度ということだけで、精神的な大きな支えをするということだけで或る程度の目的を達し得るのじやないかと思うのでありまして、それでなしに今出たようなこの法案の内容で行くという、全国の養蚕農家のほうは……。これはただ政治家のための法律であつて、生産農民を忘れた法律だということを声を大にして叫んでいるわけでありますから、さうな点から若し農林大臣が先ほど言われましたようにこの趣旨に賛成でありますならば、我々のほうもさういう趣旨に副うた修正案を作りたいと思ひますので、さういうときには余りお邪魔をなさらんように一つよろしくお願いしたいと思ひます。(笑聲)

○小林平君　今の質問に関連いたしましたて、私はこの第十條というのは実体がさつぱりない、こういふやうなただ必要な措置を行うものとするというやうなことで養蚕農家をこまかしてしまふというやり方は非常におかしいと思ふのでありまして、繰返し政府は糸価を安定すれば養蚕農家も……、それ

で繭の価格が安定するという御説明ならば、むしろこの際この繭糸価格安定法というのを名前を変えて糸価安定法とする。第十條などは糸価がないのだからこれを削除して、糸価安定法といふことで行つたほうが正直でもあり、又誤解を免れる。こんなもので繭の値段を安定する、だから養蚕農家納得せよといふようなごまかしはやめたほうがいいと思うのですが、農林大臣どういふふうにお考えですか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 大變どうも政治的な話なんで、私もどうも答弁に困るのであります。先ほど御説明申上げたように、我々はこの糸価の安定によつて繭価も或る程度安定する、こういう確信は持つております。なお十條の問題につきましては、先ほど御説明申上げましたごとくに、繭価の変動というものはいろいろの條件によつて、そのとき／＼によつて又様子を異にするだろうと思ひます。で先ほどは申上げましたように、これについてはやはり委託加工というようなことは過去にやつたことがありますから、そうした場合においては直接生産者であるところの養蚕組合が製糸家に委託をして、そうして自分たちが直接糸価についても発言権を持つのだ、そうして自分たちの経済的な擁護を図る、ただその場合に非常に困ることは、資金の裏付けがないために持ちこたえがきない、そういうことが予想されるのであります。そうした場合に融資斡旋ということは、私は繭価安定のために大きな役割を演ずる。従つて第十條は決してごまかしではなく、そういうところの措置も講ぜられるであらうと存じます。或いは養蚕組合が他面におきまし

ては自己資金或いは又農林漁業融資特別会計における共同施設において貯蔵倉庫を充実に、そこにおいて今度は相場場の状況を見つづつ売渡しをするという場合における融資の問題も当然これは出て来る。そういうことによつて私は融資の安定をするということも当然あり得ることでありまして、必ずしも政府自身が直接融資を買入れるとか或いは生利を買入れなければ絶対に融資の安定ができないということではなからうと存じます。政府はできるだけ財政負担なくして、而も立法の目的を達成するということは国家経済上当然のことだと思ひますので、理想といたしましては先ほど江田さんから御指摘の通り融資として買上げておいて保障するということもこれは考えられる点でございますけれども、そういう場合においては非常に多くの経費を持ちまして、国家全体の財政規模からすればちよつとむずかしい。それじややめちまえという議論にむしろなりがちであります。それで我々としては現在の予算の範囲内において両者の目的を達成するためには、やはり糸価安定によつてそうして間接ではあるが融資の安定を図るということが現在我々としてとり得る最善の方法である。こう考へてゐるのでございまして、従いまして我々は何も農民をこまかし、そして形式だけであつた何もしないということはございませんで、我々も誠意を以てこの多年に亘る両院の御要望ありました点をこの法案において先ず緒を固めて、漸次この財政の状況等を見合せて充実して参る、かように考へてゐる次第であります。

○委員長(羽生三十七) ちよつと申上げますが、間もなく予算委員会から農林大臣に出席要求があるようでありまして、御質問は重複を避けてお願いいたします。

○小林平吉 昨日もお尋ねいたしましたのでありますが、この法律の運用の最も大事な点は、価格の決定をどういうようにするかということで、第三條の価格の決定方法についてお尋ねしておるのでありますけれども、これに関連いたしましてこの審議会の構成でございますが、その審議会は国会議員を中に入れておいて審議会が構成されるような御答弁でございまして、私はこういう重要な価格の決定に當つては国会議員をこの審議会の中に数名入れて、そして国会の意思を代表したというのでは困るのでありまして、国会議員を委員にすることなく、この審議会の案を国会に諮つて国会において最終の価格の決定をするのが至当だと思ふのであります。この点について農林大臣のお考えをお尋ねいたします。

○農林大臣(根本龍太郎) 御指摘の通りこの価格決定に関する委員会の構成は非常に大事な問題だと思ひます。そこで政府といたしましては、関係各省並びに学識経験者或いは利害関係者の代表者をその構成メンバーといたしてゐるのでございまして、これはまだ私事務當局からはつきりとの点は聞いておりませんが、恐らく御指摘の点の人がたゞ／＼入るという場合があり得るということではないかと思ひます。従つてこれは国会議員の資格に於いて入れるという前提ではなくして、学識経験者の中にたゞ／＼国会議員が

あつても差支えないのじやないかと、こういう考えだと私は承知しているのでございます。

○小林平吉 そうじやないのだ。

○農林大臣(根本龍太郎) その第二の点につきましては、米価の問題、その他いわゆる物価の問題にはいつも出て来る問題でございまして、私はこれは価格の決定というものは一つの行政行為だと思ひます。従いましてそういうところまで国会に一つ諮るといふことになりまして、すべての問題についてそういう問題が生まれて、むしろ立法機關と行政機關との間の紛争を来たすという意味において、現在私はそう考へてゐないのでございまして。

○飯島達次郎 農林大臣に只今の問題で三、四伺ひたい。先ほど江田委員がお尋ねをされましたので重複を避けますが、細かい問題は局長にお尋ねをすることにいたしまして、特別会計の三十億、この運用計画について大臣の所見を一つ伺ひたい。

○農林大臣(根本龍太郎) これはまあ詳しいことは局長から申上げますが、大体この三十億の算定の基礎でございまして、これは大体二万俵程度、これはまあ指示価格をきめようということできまひますが、大体二万俵程度を算上げる。これの操作によつて過去の経験から見て安定ができる、こういうような構想の下にこの三十億にいたした次第でございまして。

○飯島達次郎 そうですねと二万俵という、大体半俵十五万程度、十四万五千でございまして。

○農林大臣(根本龍太郎) 大体そういう十四万五千程度を目標にしているのではありませんが、併しこれは先ほど申

しましたような価格の決定のあれによつておのずから数量が違ふのでありまして、この運用の方法は今の構成委員であるところの委員のかた／＼の意見を十分に付度して買取り時期、それからいつ発動していつ売り出すというところの問題が、非常にこれは普通の行政行為と違ひまして半分商売みたいなことになりまして、その運営の妙は尽さなければならぬと思ひます。

○飯島達次郎 単価の問題については大臣には余り詳しくないようですが、過去十三カ月の最低最高の平均単価を農林省から配付された資料によつて計算をしてみると、横浜取引で最低が二十万三千円になつて最高が二十二万九千円、それを折角大臣が養蚕家の安定ということもかねて買上げようとする価格が十四万五千円或いは十五万というの、実にこれは恐しく幅がある。こういう価格で安定をなさるといふことについては私は江田委員と同様に少し承服しがたい点がありますが、これはさておきまして、この資金を運用することによつて当然そこに益金が生ずるはずであります。この益金についてはどういふふうにお考えになつてゐるか。

○農林大臣(根本龍太郎) 局長から説明いたさせます。

○政府委員(青柳輝郎) 益金の操作につきましては別途我々が提案しておりますが、糸価安定特別会計法案として大蔵委員会に提出しております。その内容で申しますと、先ず益金が出ますれば積立金の勘定にそれを繰入れることになつて参る。これはどうかと申しますと、この糸価安定特別

会計の堅実を図ります意味について、先ずそういうような方法をどうしようということでございまして、それから次に、更に政府が必要があると認めます場合に於きましては、これを一般会計に繰入れるという形になつておるのでございまして。実はこの問題につきましても衆議院におきまして、又昨日の参議院の農林委員会の会合におきましても、それを何らか紐付きの蚕糸関係の方面にこれを使用したらどうか、そういう利益があつた場合に当然還元すべきものではないかというお話があつたわけでございまして。それにつきましては、我々もいたしましてはできるだけそうして頂きたいという希望は持つておりますが、そのとき／＼の国家財政の全体の面から考へて参りまして善処して参りたいと、こういうような御答弁をして置いたはずでござい

ます。

○飯島達次郎 そのときの国家財政によつて成るべくと、そういう蚕糸局長の御答弁は、私は甚だこれは頼りないと思ひます。大体この三十億という資金の設定された……それでは改めて経過と内容を伺ひたい。どういふ根拠から三十億が弾き出されておるか、それを一つ蚕糸局長に内容と経過を……それでは大臣に……概要だけは大臣は御承知のはずであるから。

○農林大臣(根本龍太郎) 先ほど申しましたように、これは我々は大体二万俵程度の買上げをいたしますれば糸価の操作ができる、而もその場合におけるところの糸価については十萬程度で大体これはやれると、こういうふうな安定を目的でやつたのであります。なおそのとき実はこれは御承知の

第九部 農林委員会会議録第十一号 昭和二十六年十一月二十一日【参議院】

三

か、この四つだけについて大臣の所見を一つ明らかにしておきたい。

○国務大臣(根本龍太郎君) お答えいたします。乾鰯倉庫並びに共同保管、

こういう問題について協同組合がこれをやろうとした場合に政府は補助、助成をする意図があるかどうか、これは今検討しておりますが、なか／＼これは必ずしもないのであります。やはりそれと同じような目的を達成するのが例の長期資金の供与、一番これが具体的な問題になり得ると考えます。従いまして農林漁業資金通特別会計のうちこの養蚕関係の共同施設に幾分取

ようにさせて参りたい。これは御承知のように普通一般の金利よりは相当安いのであります。特に農林中金から借りる金よりも安いのであります。寄付金によつてそれが補助されておる、こう考えます。

その次には技術員の問題でございますが、これは従来殆んど皆養蚕組合なり製糸家が負担しておりまして、非常に冷遇されておつたということで、今回の補正予算で初めて二千名に対して三分の一の政府の補助金を出したというふうな状態でありまして、明年度我々が要求しているのは、これの倍額四千名程度は是非補助の対象にいたしたい、かように考えておる次第であります。

次が……

○池田宇右衛門君 稚蚕共同飼育所の設置。

○国務大臣(根本龍太郎君) これはいろいろと予算関係のあれが有りますので、局長から一つ説明させたほうがいいと思います。

○池田宇右衛門君 第一の一番肝腎の

問題を落しましたが、鰯値下落の場合には養蚕協同組合に三十億或いはそれ以外の特別会計を通じて、農林中金を通じて協同組合に融資をして乾鰯保管をさせるという希望の組合には融資の途を開くお考えがあるかどうか、こういうことをお聞きしましたので。

○国務大臣(根本龍太郎君) これは先ほど私は含めて言つたつもりであります。そういふふうな事を分けて申すならば、農林漁業資金通特別会計で止むを得ずして養蚕組合が農林中金から資金を借りたい、そうした場合は政府は資金を融資するかということだつたのですが、それについては資金を

○白波瀬米吉君 今もつと大臣が見えておりますからお尋ねしたいのですが、この第十條の問題が非常に問題になつておるのであります。第十條の問題に對しましては、これは非常にむづかしい問題で、融資という以外に現在の段階ではないのじやないかと思ひますが、それよりも私はこれを本當に養蚕家のほうに對して適当な価格で、鰯の価格を下げないやうにするということに對しては、審議會で最低最高となつておりますけれども、それよりも制高制低というほうが當つておるのじやないかと思ひますが、その価格は審議會で定めることになつておるのであります。これはこのきめ方によつて結局鰯の価格というものがどの辺に落着くかということがきまるのです。江田委員からたび／＼御質問になつておる生産費価格というものは、国内において一定の農作物においても非常に希望することではあるけれども、今日まで採用されてない。それで殊に生糸

というものに対して、鰯を生産費価格で定めるということは、これは非常にむづかしい問題だと思ふのでありますけれども、そうかというて余りにこの問題を簡単に考えることは、結局鰯の増産をしないということになるのです。そこで一体政府は審議會で基準価格並びに制低価格をきめたときに、そのときにこれ／＼の価格でやれば鰯の振目はなんぼであるかというのを公表されるつもりであるかどうかということとあります。若しこれをばつきり審議會で基準価格を仮に二十万円と定め、そうしてそれを若し一割上下ということになれば結局十八万円ということになるわけですね。下値は十八万円、これを審議會できめて十八万円の場合には鰯の振目というものはなんぼだということ公表されれば、最近の国内の鰯の取引の市場は団体契約になつておつて、そう製糸家が勝手にばつきりしないことになつておるから、これはばつきり確保ができて行くのじやないか。又鰯の事實に對しては検定取引でありますから、この振目さへはつきりきまれば検定取引によつてはつきりした価格が出て来る。そこで若しいゝゆる十條に書いてある異常な鰯の安値ということに對しては、これはもう政府の手持資金で全部買取つてもなおこれが維持しないという場合になつて来たならば、これはもう大変な問題になるのであります。政府の買入資金の統制限りの範囲内においては審議會で基準価格をきめ、或いは制低制高の価格に對するいゝゆる鰯の振目はなんぼなんだということ公表されて行くということになれば、私は鰯の価格というものは維持できる。こういうふうに来

は思ふのであります。そこで若し基準価格二十万円となつて上下一〇％ということになると十八万円の二十二万円、これは非常に市の狭いものであつて、海外は非常に希望しておるけれども、国内においては余りに市の狭いものじやないかという感じが持つのであります。この中を広くすると、いゝゆる鰯の価格は下になつて来る、そこに非常な一つの悩みがあるのですが、今日の養蚕業の段階において、養蚕家にこれ以下の鰯の振目はいかんだ、それ持てできないという価格はばつきりあるものであります。これに對して政府としては大体最低の鰯の価格はこれ以下にしてはならないという価格はどれくらいな振目であるかとお考えになつておるか、併せて審議會においていゝゆる基準価格をきめられたら同時に鰯の振目はこの価格であればなんぼだということを発表される意思があるかどうか、それを承りたい。

○国務大臣(根本龍太郎君) お答えいたします。只今白波瀬さんから非常に専門的に而も実際に即した御意見がございまして、この点は深く敬意を以て拝聴いたしました。但しこの現在においてすぐに振目をきめておつてそれ

を發表するかどうかという場合、非常に農民にとつて有利な場合と不利な場合もあるらしく感ぜられるのであります。この点は十分に検討いたしまして、できるだけ私は御趣旨に副うほうがいいじやないか、かように思つておりますが、いま少しくこの点は事務當局をして検討せしめたいと思つております。なお今の最低の振目はどう思つておるかということでありまして、

これは相當専門的なあれが必要でありますから、局長から説明させて頂きたいと思ひます。

○白波瀬米吉君 私の希望としましては、この第十條の問題が非常に問題になつておる。これは私は皆さん方のお考えとは多少違つておる点は、政府が手持資金のある限り、要するにさういふふうに全体が不利であるかないか、それは別といたしまして、私は少くもいゝゆる最低の鰯の安値のときのことを皆さん方御心配になつておるのだから、つまり最低値に對しては鰯の振目はこれではなればいかんということ公表されれば、私は必ずそれで糸価を維持すると同時に鰯の価格は維持できる。若し団体契約を抜けている人は必ずそれよりも高く売る、いゝゆる他の製糸家の人が鰯を抜き買ひするときに、それは高く買ひ取れるのであるから、やつてゐる養蚕家と製糸家との間にはいゝゆる適當なる話合ひによつて取引がされるのであるから、今日の検定取引の上においては、いゝゆる鰯の振目はつきり公表されれば私は価格は維持できる、こういうふうには実は考へるのであります。

その次にもう一つ大臣にお聞きしたいのは、昨日何つたのであります。重復する点何んでありまして、大臣が見えておるからお伺ひしますが、この糸価安定法なるものはこれは符望の安定法であるし、業者としても大きい問題であるし、又海外もこれは非常に懸望してゐる問題である。最近の情勢によると、要するに糸価さへ安定すれば生糸はもと／＼輸出ができるといふことは海外の情勢はつきり

している。そこでそれほど懸望されておつて漸くしてでき上つた案であるけれども、私はどうもこの案では糸価安定はないと言ひえませんけれども、安定という事は言へない。それはなぜかという、昨日申し通りこれは無制限買入れ、無制限輸出ができて初めて制低と制高の間に価格は着くけれども、政府の手持資金には限度があるのと、又この法が通過して出たにしましても、若し高値が先に来たときに何とするか、それは傍観するより仕方がないじゃないか。これはこの糸価安定法が実際に実施されておつても、政府の手持の金限りは糸価が幾ら上つたつてこの法律案では何ともすることができないのじゃないか。

いま一つは、若し安値が先に来て政府が或る程度買取つても、今度高値に転じたときにその手持糸をどん／＼売出してしまつたら、そしてそのあと若しそれで価格がとまればいい。なお高まつて行く場合には何ともすることができないのじゃないか。過去数十年の歴史によると、いわゆる糸相場に限つて青天井ということがよく言われていて、政府手持が余すところなくなるのだというときには、必ずそのときに思惑というものが入つて買廻りをやる、思惑をやるのだ。それは今年の一月、二月の実例によつてはつきりしておる。そうしてそのあと急激なる暴落をするのが過去数十年、いわゆる糸相場の辿つて来た歴史なのだ。それでこの法案だけで糸価が安定するのだ或いは輸出が増進できるのだということは、私は余りにも簡単な考え方じゃないかと思うが、大臣においてはこれでもいいのだということが言えるか、一つ

お聞きしたい。

○国務大臣(根本龍太郎) 非常に本質的な問題でございまして、御承知のように理想からするならば無制限買入、無制限放出というものが望ましいことであるが、現在の状況におきましては、私は海外の情勢においてもそれほど大きなスペキュレーションはなくなつて来ておる。だん／＼国際会議が持たれておりまして、日本の生糸の安定を求めておる。こういう状況からいたしまして、私は相当程度海外も自願した形においてなされると思うのでありまして、そういう点と一つは、現在理想的ではありませんけれども、このような措置を以て一応の安定の基礎は固めることができる、私はこの感じているのであります。完全に無制限買入れをするまでおつ放して置いたほうがいいというほど極端なことは避くべきではないかと思ひます。これが万全にしてどこからでも突いて来い、どこにも欠点がないというほどの私は心算を持つておるわけには行きません。併し多年待望の糸価安定がこれによつて第一歩を踏み出すことによつて、業界に対し或いは又貿易に対して安定感を与えることによつて、日本の産業振興に資することができると、かように信ずる次第であります。

○白波瀬米吉君 今のお答えに対してであります。これは生糸の過去の歴史を見ましても、海外からつて来るならばなんぼ高まつても私はいいと思ふ。それは実勢であるからいいと思ふ。併し生糸の過去における実例というものは、国内の一部の業者がいわゆる青天井であるとか或いは糸はないのだというようなことを考へて、国内に

おいて、買廻りをするという、極く少数の人間において蚕糸業の基礎を非常に危くするような行動を従来とり來つてゐる。実勢ならばそれは価格を改訂したらい、海外からどん／＼高く買付けて来るならば、これは実勢だからなんぼでもつて行つたらい。そうでなしに国内にはつきりとして、三の業者のいわゆる一つの買廻りによつて……だからこれは考えようによると政府の放出する手持というものの数量がはつきりしているのだから、それだからそれを見てさあもう政府糸はないのだということによつて、いわゆる一部の業者が買廻りをして非常に蚕糸業の一つの禍根を今日まで作つて来た。今年の一月の終りから二月の初めにかけてのあの三万五千にもなつたその実例を見てもそれははつきりしている。現実には今年の一月にそういう状態を來している。それはどういふことかという、結局二月から端境期にかけての日本国内の生産する生糸というのは二万俵より少ない。そうしたものはどつちしても三十五万にはなるのだ。こういうことを一部の者が言い伝え又行動するがためにあいつ非常な不自然な相場ができる、その後はどうなるかという、去年よりも今年は非常に輸出が激減している。それはそういうことが禍根にしている。これは海外の問題と違ふのであるからなお御考慮を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎) 御指摘の点は非常に慎重に考慮しなければならぬ問題だと思ひます。そういう極端の場合においては、現在におきまして物価統制令及び暴利取締令というようならうした面の発動がなければ困難かと

思ひます。なお御趣旨の点に沿ひまして十分にその運用に當りましては実情に即するように考慮したいと思ひます。

○委員長(羽生三士君) 時間もないので大臣に対する質問はこの程度で打ち切りたいと思ひますが、最後に私一つだけ大臣にお尋ねして置きたいと思ひます。それは糸価安定法のみを以て満足とせず繭の字を加えて繭糸価安定法にした政府の趣旨はいろいろ経緯で若干わかつて来ておりますが、それではそういうことを確認されたとしたならば、それに基いて何らかの方法を講ぜられて大蔵当局に御折衝になつたことがあるかどうか、或いはGHQに対して同様のことがあるかどうか、この点だけ明らかにしてもらひたい。

○国務大臣(根本龍太郎) この点は十分折衝いたしました。当初は大蔵省はどうしても繭という字を入れては困る、特に予算関係においては糸価安定特別会計となつておるのであります。その点非常に抵抗があつたのであります。よく内容について説明したところわかりまして、この繭糸価安定法にいたし、なお会計法におきましては国会に殆んど上程されるというときこれを変更するのは非常に困難なので、表題は糸価安定特別会計法であるけれどもその内容は繭糸価安定法に基くというふうな修正いたしましたのであります。總司司令部におきましてはその点は最初いろいろ異論がございましたが、再三の折衝の結果よくその点について了解を得たわけでありまして、その結果第十條の挿入ということになり、又名前についても繭糸価安定法というようになつた次第でございまして。

○委員長(羽生三士君) それじやそれについても一つその点だけ重ねてお尋ねしますが、そうすると大蔵省もアイデアとしては第十條の特別措置というのを認めるが、当面二十六年度補正予算ではそれに対する経費の計上は困難である、そういうことからかういふことになつたのでありますか。

○国務大臣(根本龍太郎) 先ほど御説明いたしましたように繭そのものの買取りを法律によつてやるということについては大蔵省は賛成いたしておりません。ただ融資その他ですが、いろいろ状況に応じて特別な措置を講じなければならぬということについては了承しておると申上げたのでございまして。

○山崎恒君 この法案の一番の疑問とする問題は第十條の問題で、これは一昨の日の委員会で一番問題になつてゐるのが第十條の問題なんです。この條文全部を通じまして繭の問題が現れておるのは第十條なんです。第十條は大臣の答弁でも適當な措置を講ずるか或いは融資の方法を講ずるかという御意見ですが、これは昨日も私は局長等に御質問申し上げたのですが、適當の措置で漫然としては養蚕農家は非常に安心はできない。そこでこれに対するが、つちりした裏付の方法が必要だ。現在先ほど池田委員から話されましたいわゆる乾繭に対する融資というやうな問題もありまして、乾繭に關しましても、これは一定の期間を保管しておかなければならぬ。それには金利がかかる、倉敷がかかるというやうな相當の費用がかかつて来る、そうした問題に対して例へば政府は特別会計の中から、積立金の中から保管料或いは融資

の利子というものを助成する方法を考
えているかどうか、こうした具体的
の問題が私は必要だと思ふのです。そ
うした具体的問題を一つ十分委員の
ほうで練つて、一つこの委員会に発表
を願ひたい、かように思ふのです。

○国務大臣(根本龍太郎君) 本法にお
きましては助成の方法は考へておりま
せん。これは別個に考へるべき必要が或
いは出て来た場合には考へなければな
らんと思ふます。それは農林漁業資金
融通特別会計の問題でもありますし、或
いは一般の助成費において農業協同組
合、養蚕協同組合に対する助成とい
う面から考へるべきだと思ひますが、
これは十分に慎重に考へたいと思ひ
ますが、本法においてはそれを直接考
えていないのであります。

○江田三郎君 先ほどの委員長に対す
る大臣の答弁を聞いておりますと、結
局GHQなり大蔵省と了解したとい
うだけで、名前を了解しただけであつ
て、十條というものは書いてあるけれ
ども何もしないのだから、名前だけだ
から了解した、こういう了解のよう
に聞えるのですが、若しそうでないとす
るならば、今山崎委員或いはほかの委
員からも質問されたように、補助、助
成等ができないというなら、例えばこ
の農林漁業資金のほうからどのくら
いは融資する、或いは中金からどのく
らいの枠は見込んでおる、そういうこ
とについてはつきりとした資料が出て
来ない、ただそういうことも考へて
いるという漠然とした抽象的な言葉
では、ただ名前を了解して、何もしな
いから大蔵省もあつても同意したよう
な感じを受けるのですから、一つそれ
を至急に出して頂きたい。

○委員長(羽生三七君) それでは大臣
に対する質問はこの程度で、今政府か
ら配つた資料に基いて養蚕局長から説
明があるやうであります。

○政府委員(青柳龍郎君) 一番初めの
ものが、これが小林委員から御請求に
なりました。繭糸価格安定審議会に關
する政令規定事項というやうな御質問で
ござりましたので用意いたしました。
それから次のものは、これは江田委員
からの御質問で一応作りましたのです
が、二十四年から二十六年まで、繭の
出廻り時期におきます生糸の相場から
見まして、実際にまゐりましたその当時
の掛目から判断してどの程度の損得が
あるかという点をその下の一番最後の
欄に書いてあります。大体この程度ぐ
らい高く繭が出廻つたのではないかと
いう点でございまして、それからその次
の表でございまして、大正十二年以
降の繭生産費と繭価との比較というこ
とでございまして、この生産費はこれは
各団体なり或いは農林省の年々の調べ
を掲げたわけでございます。繭価はこ
れはその時の相場をつたつたわけでご
ざいます。それでやつて見まして、ここ
に掲げられております期間は、これは統
制をやらなく自由でありました
時分の関係を見ておるわけでございます
です。一体生産費とその当時自由な経済
でございました繭価との間の関係がどう
いう工合になつておるかという点をこ
こに掲げております。それでこの期間
の比率を見ますと一・〇七とい
う形になるわけでございます。
それからその次にこれは片柳委員か
らの御請求に基きまして、實際一反歩
の桑園がここにあるものならば、これ
で養蚕をやりますと生糸にして輸出し

ました場合と、それから食糧を作つた
場合とどつちが経済的に見てよろしい
か、その点を調べてもらいたいという
お話でございました。実はやはりこれ
は国会の御要求に基きまして、二十二
年に出しましたものからやりますとい
うと、大体大蚕と甘繭それから小蚕と
甘繭を表作及び裏作に作りました場合
に、大体桑を一〇〇にいたしますと
六一乃至六〇くらいであつたわけでご
ざいます。この前のお話では約倍ぐら
いでよからうということをお上げまし
たが、この資料に基いて申上げたわけ
でございまして、今度のこの資料は
非常にお急ぎになつておる関係から取
りあへず出したわけでございまして
が、大体この一のあれを見ますとい
うと、一反歩当りから出ます取量は
四石七斗四升程度ぐらゐのものにな
るのじやないか、この場合に考えまし
たことは、FOBの価格を四ドル五十セ
ント、大体現在の価格から見まして換
算いたしますと、大体表に直し
ますといふと、そんなら桑はどのくら
いかといふと、小蚕でCIF
で換算いたしますと、トン当り百ドル
と、この計算いたしましたわけでござい
ます。それでやりますといふと四石七斗
四升ぐらゐに相当するのではないかと
思ふ、こう思われます。一方又その繭を
小蚕とそれから甘繭両方作つておる
と、この仮定いたしました、而も甘繭の
ほうはこれは最近の関係はわかりませ
んが、この二十二年頃におきます例
の食糧庁におきます主食代替配給基
準率に基きまして甘繭の部分を変に換
算したわけでございまして、そういたし
ますと三石九斗八升という形になりま
す。従いましてこの数字からだけ見ま

するといふと約二割ぐらゐ有利にな
る、糸に作りまして出した場合に有利
になるといふ形にならうかと思ひま
す。併し二十二年に出しました場合の
ものは、これを更に補正したわけでご
ざいます。その補正の方法といたしま
しては、日本全国的に實際二毛作がど
の程度行われておるか、これは完全に
二毛作をやつておるか、これは完全
に二毛作をやるわけでありまして、
日本全体の二毛作の率がどの程度
であるか、而も現在桑園になつており
ますものはとにかくあの戦争中の経済
を脱却して参つておりますだけに、
食糧に非常に不向きな地帯が桑園とし
て残つておるわけでございまして。例
えば常習早刈地帯であるとか或いは積雪
の地帯であるとかいふやうな地帯があ
るのでございまして、それらのものを
この中で最近の事實はわかりません
ので補正はいたしませんでしたが、補
正をいたしますならば、約倍ぐらゐ
程度になるのではないかと、こう考へて
おるのでございまして。而もこれは生糸
として出した場合における数字で
ございまして、更に現在の輸出の
面を見ますといふと、約二・三割の生
糸といふものは国内で絹製品として出
まする点を見ますならばなお有利に
なるのではないかと、こう想像されるわ
けでございまして。大体資料の説明は、
○江田三郎君 私が質問した点に対し
て資料を出して頂きましたが、この資
料を見ても何も解決はついておらん
です。これは今局長のほうがおつ
しやつた、糸は割高に買われておる、
その証明として製糸家はこうやつて欠
損をしておるのだ。そうして次の表で
見ますといふと、別の配られた数字よ

りも生産費は安く弾かれ、繭価は高く
弾かれておるけれども、なお〇・九四
といふことで生産費を割つておるわけ
であります。あなたのおつしやつたよ
うに繭価が糸に比べて割高に買われて
おるとしながら、而もなお生産費を割
つていないといふ、こういう数字が出
ておるわけですか。これを一体どうや
つたら生産費が割つて行けるのか。少く
とも一年、二年のことならともかくと
いたしまして、将来養蚕の発展を図
うといふならば、生産費を割つて
いたしまして、この表を見ましても平均に
して過去においては一・〇七といふ
うに先ず大体において生産費を割つて
おる数字が多いわけでありまして。而も
これを現在割つておる。繭が割高に買
われておるといふながらなお割つてい
る。そういう形でただ糸だけを安定さ
したところで、一体日本の養蚕業はど
こに行かうかといふことになるのであ
ります。昨日来私の質問している点に對
しては、これは私の主張を裏付けるだ
けであつて、何れ私が得たいところの
回答になつていない。その点は一体ど
うやつたら養蚕業といふものはこれか
ら経営の安定が図られるのか。ただ経
営を合理化しろ、合理化しろと言つて
もそう簡単にはできるものではない。な
お又こうした製糸家の立場といふもの
は、或るほど浜糸相場といふものがそ
ういふ相場であるとしたところで、そ
れから糸の値上りといふものがある
。大体農産物といふものは出盛りの期
には叩かれるといふことはきまつたこ
とですが、それだけのものを以てそう
して製糸家は損をしておるのだ、繭は
割高に買われておるといふことではち

よつと説明にならんとする。どうやうたら一体養蚕農家の経営は安定するのか、何をこの法律で具体的にお考えになつてゐるのか、一つもこれでは答えになつておられない。その説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(青柳隆郎君) 今の御質問は結局養蚕処理をどうやうに行けば一番業者の利益の合うやうなところに価格がきまるかというやうな御質問のよきに思われるのであります。これにつきましては御承知でもございまして、

養蚕材に対する金融につきましては実は養蚕手形に準じする養蚕手形という制度を設けまして、これについては養蚕手形の金融機関から資金の融通を図つてもらつておるやうな次第でございまして、従ひましてそれを通じてやりますれば相当額の販売につきましては養蚕家としては強い立場で交渉ができるのではないかと。その面を解決して参りたいと、こう考えておる次第でございまして。

○江田三郎君 団体契約をやつたらそういうやうな意味にはならんと言つても、団体契約をやつてこゝろ数字が出ておるのだからして、そういうことは何ら答えにはならない。乾繭の場合にこの手形で融通すると言つたつてその際には単価は幾らまで融通するかということが問題になつて来るので、そういう点になつて来ると先ほど白波瀬さんが言われたやうに、最低値をきめた際にその際の繭の掛目は幾らであるとか、そういうことが保障されて、そういうやうな基準までは融通するのだから。ただ漠然と融通すると言ふだけでは何ら保障にはならん。それは一体どういふ単価まで融通されるのか。

○政府委員(青柳隆郎君) 現在製糸業並びに養蚕手形の製糸をやつております、いわゆる過去の組合製糸でございまして、これらの人たちに對する繭の資金の融通方法といたしましては、実はスタンブ手形の制度を設けておるのでございまして、若し金融をやります資金の融通に資金がありません場合にございまして、そういう面を金融いたしました手形を担保に入れますれば、日本銀行といたしましては資金の融資をやつてくれるやうな態勢を現在整えております。而もその金額の限度でございまして、大体日銀と本年度の金融の面におきましては実質的にはどうなつておるか分かりませんが、大体繭の売買をやりました場合にございまして、繭の五割を限度として貸付けるといふやうな話合ひになつておるわけでございます。従ひまして、考えますれば製糸業に對しまして一応の融資といたしましては、現在の制度ではその程度のもので融通されると思ひます。その場合に乾繭を養蚕家がやるという場合にも、その程度のもので融資できるやうな形を現在とつておるわけでございます。それといふ一つは、実はこの表を御覧になります場合に、実は昨年度などいふやうな繭の値段といふものは、ここに掲げております繭代は、これは現実に繭の協定をやりましたものの計数をそのまゝ出しておるのでございまして、実際はそれなりの程度かといふことでございまして、これが各製糸業、製糸家でないか、秘密にしておるのでわかりませんが、相当の追加払いを更にやつておるのではないかと。成績がいいときには追加払いといふやうなことをやつておるやうでございまして、その面の価格はこの中に入つていないのでございまして。

○江田三郎君 実際にはこれより高く売れておるといふやうな、そういうやうなふうな逃げ口上みたいなことを言われるのなら又ほかのことをこちらにも言わなければならん。一体繭価と生産費とここに出てゐる数字とは違つてゐるのではないかと。言へる。更に生産費の中の労働賃金の弾き方は

どうだ。百姓にいつまでも農村の生活水準を維持しろといふやうなことを言われるのか。そういうことを言うならこちらにも言ひ分はある。一応政府から出された数字なら数字で行かなければならぬ。そういうことはよろしいけれども、要するに市場相場は八割五分を融資するといふやうなことは問題に解決できない。依然としてそういうやうなことは生産費を割つておるというところは割つておるわけなんです、いつまでもそういう形で養蚕業といふものが発達するわけには行かない。それも糸価安定法でなしに繭糸価格安定法といふやうな繭の字が入つた以上は、ただ価格を安定するだけであつては、第一條にありますが、経営の安定といふことを書いてあるわけなんです。単に価格の安定ではなく、経営の安定といふことをやるのに生産費を割つておることが歴然としておるのに、これを繞つてやつて経営の安定ができるかどうか。これについては根本的な方策といふものはたゞ羊頭狗肉といふことになつてしまふ。あなたの答えはそういうことには何も触れておらないのです。ただ願ひて他を言つておるだけで非常に不満だといふことを申し上げておきます。

○片柳真吉君 私要求しました資料について御説明がありました、併しこれはこゝろのやうなことを言ふと思ふのですが、生産された生糸の全部が輸出に行く場合においてはこゝろのやうなこともないが、併し生産された生糸の半分くらいは輸出であつて、半分くらいは国内需要に廻るといふこと

でありますれば、外貨獲得という点から見れば、四七五斗四升はこれは半分くらいで、外貨の獲得という点からは比較にならないのではないかと。説明がなければならぬ。そういう意味においてやはりお茶園を殖やしたほうがいいか、麦を作つたほうがいいかという問題はこれは十分研究を願ひたいと思ひます。

それから小さいことであります、一トンの換算量は七石三斗といふことは、これは公定レートでありますかどうか。その点が第一点と、それから第九條の關係で、先ほどこれは生糸だけであるが、更に絹製品等で輸出されるものもある、こゝろのお話があつたので関連して御質問をいたしたいのであります。九條の「生糸の輸出を確保するため」とありますのは、これは生糸でできた絹織物なり絹製品を出すといふところまで入つておりますかどうか、まあできればロー・シルクで出さないで、加工賃を獲得する意味で、生糸の製品の輸出のほうができれば望ましいと思ふのであります。そうなつて来ますと、第九條の解釋は、生糸だけでなくして、生糸で作つた絹製品の輸出を確保するためといふやうにまで解し得るかどうか、以上の二点につきまして御質問いたします。

○政府委員(青柳隆郎君) 外貨獲得の面から申しまして、国内で更に加工を加えた絹製品までも入れるのが一番私はよい、こゝろ考えておるのでございしますが、とにかくこゝろの場合に、輸出優先の措置さえも講じなければならぬといふ場合には、国内の需要は相当多からうと思ふのであります。国内と海外とで競り合うといふ

やつてくれるやうな態勢を現在整えております。而もその金額の限度でございまして、大体日銀と本年度の金融の面におきましては実質的にはどうなつておるか分かりませんが、大体繭の売買をやりました場合にございまして、繭の五割を限度として貸付けるといふやうな話合ひになつておるわけでございます。従ひまして、考えますれば製糸業に對しまして一応の融資といたしましては、現在の制度ではその程度のもので融通されると思ひます。その場合に乾繭を養蚕家がやるという場合にも、その程度のもので融資できるやうな形を現在とつておるわけでございます。それといふ一つは、実はこの表を御覧になります場合に、実は昨年度などいふやうな繭の値段といふものは、ここに掲げております繭代は、これは現実に繭の協定をやりましたものの計数をそのまゝ出しておるのでございまして、実際はそれなりの程度かといふことでございまして、これが各製糸業、製糸家でないか、秘密にしておるのでわかりませんが、相当の追加払いを更にやつておるのではないかと。成績がいいときには追加払いといふやうなことをやつておるやうでございまして、その面の価格はこの中に入つていないのでございまして。

○片柳真吉君 私要求しました資料について御説明がありました、併しこれはこゝろのやうなことを言ふと思ふのですが、生産された生糸の全部が輸出に行く場合においてはこゝろのやうなこともないが、併し生産された生糸の半分くらいは輸出であつて、半分くらいは国内需要に廻るといふこと

でありますれば、外貨獲得という点から見れば、四七五斗四升はこれは半分くらいで、外貨の獲得という点からは比較にならないのではないかと。説明がなければならぬ。そういう意味においてやはりお茶園を殖やしたほうがいいか、麦を作つたほうがいいかという問題はこれは十分研究を願ひたいと思ひます。

それから小さいことであります、一トンの換算量は七石三斗といふことは、これは公定レートでありますかどうか。その点が第一点と、それから第九條の關係で、先ほどこれは生糸だけであるが、更に絹製品等で輸出されるものもある、こゝろのお話があつたので関連して御質問をいたしたいのであります。九條の「生糸の輸出を確保するため」とありますのは、これは生糸でできた絹織物なり絹製品を出すといふところまで入つておりますかどうか、まあできればロー・シルクで出さないで、加工賃を獲得する意味で、生糸の製品の輸出のほうができれば望ましいと思ふのであります。そうなつて来ますと、第九條の解釋は、生糸だけでなくして、生糸で作つた絹製品の輸出を確保するためといふやうにまで解し得るかどうか、以上の二点につきまして御質問いたします。

○政府委員(青柳隆郎君) 外貨獲得の面から申しまして、国内で更に加工を加えた絹製品までも入れるのが一番私はよい、こゝろ考えておるのでございしますが、とにかくこゝろの場合に、輸出優先の措置さえも講じなければならぬといふ場合には、国内の需要は相当多からうと思ふのであります。国内と海外とで競り合うといふ

やつてくれるやうな態勢を現在整えております。而もその金額の限度でございまして、大体日銀と本年度の金融の面におきましては実質的にはどうなつておるか分かりませんが、大体繭の売買をやりました場合にございまして、繭の五割を限度として貸付けるといふやうな話合ひになつておるわけでございます。従ひまして、考えますれば製糸業に對しまして一応の融資といたしましては、現在の制度ではその程度のもので融通されると思ひます。その場合に乾繭を養蚕家がやるという場合にも、その程度のもので融資できるやうな形を現在とつておるわけでございます。それといふ一つは、実はこの表を御覧になります場合に、実は昨年度などいふやうな繭の値段といふものは、ここに掲げております繭代は、これは現実に繭の協定をやりましたものの計数をそのまゝ出しておるのでございまして、実際はそれなりの程度かといふことでございまして、これが各製糸業、製糸家でないか、秘密にしておるのでわかりませんが、相当の追加払いを更にやつておるのではないかと。成績がいいときには追加払いといふやうなことをやつておるやうでございまして、その面の価格はこの中に入つていないのでございまして。

○江田三郎君 実際にはこれより高く売れておるといふやうな、そういうやうなふうな逃げ口上みたいなことを言われるのなら又ほかのことをこちらにも言わなければならん。一体繭価と生産費とここに出てゐる数字とは違つてゐるのではないかと。言へる。更に生産費の中の労働賃金の弾き方は

どうだ。百姓にいつまでも農村の生活水準を維持しろといふやうなことを言われるのか。そういうことを言うならこちらにも言ひ分はある。一応政府から出された数字なら数字で行かなければならぬ。そういうことはよろしいけれども、要するに市場相場は八割五分を融資するといふやうなことは問題に解決できない。依然としてそういうやうなことは生産費を割つておるというところは割つておるわけなんです、いつまでもそういう形で養蚕業といふものが発達するわけには行かない。それも糸価安定法でなしに繭糸価格安定法といふやうな繭の字が入つた以上は、ただ価格を安定するだけであつては、第一條にありますが、経営の安定といふことを書いてあるわけなんです。単に価格の安定ではなく、経営の安定といふことをやるのに生産費を割つておることが歴然としておるのに、これを繞つてやつて経営の安定ができるかどうか。これについては根本的な方策といふものはたゞ羊頭狗肉といふことになつてしまふ。あなたの答えはそういうことには何も触れておらないのです。ただ願ひて他を言つておるだけで非常に不満だといふことを申し上げておきます。

○片柳真吉君 私要求しました資料について御説明がありました、併しこれはこゝろのやうなことを言ふと思ふのですが、生産された生糸の全部が輸出に行く場合においてはこゝろのやうなこともないが、併し生産された生糸の半分くらいは輸出であつて、半分くらいは国内需要に廻るといふこと

でありますれば、外貨獲得という点から見れば、四七五斗四升はこれは半分くらいで、外貨の獲得という点からは比較にならないのではないかと。説明がなければならぬ。そういう意味においてやはりお茶園を殖やしたほうがいいか、麦を作つたほうがいいかという問題はこれは十分研究を願ひたいと思ひます。

場合に、国内をとめておいて海外に出すという事態に、こういう規定が實際は適用されるのではないか、こう思われます。従いましてそういう場合に一応輸出するという仮面を被つて、而もそれを国内に流す、本当に輸出されたかどうか、販売いたしました生糸が、本当にそれが絹製品になつて、そして輸出されたかどうかという部面の確認がなかなか困難でございますので、取りあへずこの法案におきましては、その確認が割合にできやすい生糸だけに限定しようか、こう考えております。併し通産省ともこの面は相談をいたしておるのでございますが、輸出絹織物の面につきましても、そういう確認がはつきりでき得るような方法が編み出されるものならば、御趣旨のような形で参つて行きたい、こう考えておる次第でございます。

○片柳眞吉君　そうすると、この現在の九條の條項の解釈では、政府の所有生糸を流渡して、それで必ず絹製品にして出す、こういう條件を付けても、そいつが取締りができないという点からですか……。

○政府委員(青柳隆郎君)　そうです。

○片柳眞吉君　そうなつて来ると、これはできれば製品にして輸出したほうが、私はいいのじやないかと思ふのですが、単に技術的に不可能になつて来るといふことだけではちよつと説明としては納得ができませんと思ふますが、そうなつて来ると、第九條については生糸であればつきりわかりますが、これがこれに反した場合には、これは罰則がないようでありますが、それは罰則がなくとも履行できるといふことなんでしょうか。

○政府委員(青柳隆郎君)　この場合には、私たちは輸出する者との売買契約の條項に若し違反いたしました場合に違約金を取るとか、或いはそれに代るべき現物の提供を受けるとかというような規定を売買條項の中に入れて対処して参りたい、こう考えております。それから先ほどのお話でございますが、この法律の面から見ますと、絹織物の面も一応すんなり考えれば入り得るのじやないかというようにも考えられるのですが、今申しましたような技術的な問題、いわゆる輸出されたかどうかの確認が困難なものでございますので、この技術的な問題が若し検討いたしましたら可能だといふようなことになりまして、御趣旨に副うようにして参りたいと思つております。

○片柳眞吉君　そうすると、解釈としては「生糸の輸出を確保するため」という中には、ロー・シルクだけでもなくして、その生糸でできた製品まで含むという解釈をとつてよろしいございませうか。

○政府委員(青柳隆郎君)　よろしいでございます。

○片柳眞吉君　それからその次に御質問いたしたい点は、現在の貿易業者が非常に力が概して弱いという状況だと思ふのでありますが、特に最近の輸出関係から、相当力が更に弱くなつて来ておる状況だと思ふますが、そういうことを考へて来ますと、情勢如何では、この條件を付けて輸出をしるというやうなことでなくして、貿易業者が非常に力が弱くてなかつて輸出がうまく行かないというやうな場合において、政府が直接輸出をするという考へ

はこれは考へられないでしょうか、或いは業者が委託をしての輸出でもいいのですが、そういうことは三井、三菱の現在の現状においては、そういう私は必要性が他の物資については私は相当あると思ふのですけれども、そういうことは研究された結果、現在ではできないようでありますが、その辺のお考へを……。

○政府委員(青柳隆郎君)　将来輸出の増進というやうな面から見ますと、今輸出業者が非常に難澁する地位に立つておるといふやうな面からいまして、たとへばこういうやうな規定を設けても、なか／＼その趣旨に信用上副い得ないというやうな場合がないとも限らないと思ふのでありますが、よしんば政府が委託輸出をするというやうなことになるすれば、これにはやはり機構が揃いませんとかなかなか厄介でございますし、まあ輸出組合でもできますと、或いは又来年の予算で我々が計上しておるのでございませうが、海外に蚕糸の専門家の派遣ができるというやうなことにでもなりませうればその監督もできますのでございませうが、そういうやうなことは今後の研究課題としてあるべき案ではないかと考へられますので、研究して参りたいと思ひます。

○飯島重次郎君　この第三條に掲げてある標準生糸について、最近の最高価格及び最低価格を一つ具体的に示して頂きたい。

○政府委員(青柳隆郎君)　飯島委員の御質問は最近におきます現物市場におきましての最高、最低の価格でございますか……、ちよつと調べがないのでございませうが、後ほど調査して差

上げますが、現在現物の値段はたしか二十一万四、五千円のところを低迷しておると思ひます。

それから飯島さんの実は大臣になさいました御質問でございますが、蚕糸業者が指定寄附をやる、この三十億と関連があるのかどうかというやうな御質問でございますが、実はこれは大蔵当局自身の考へ方が参り込にあるかは存じませんが、我々としては、この絹糸価格安定法ができませんに、これを想定いたしましたので、一方的な考へかも知れませんが、措置をして参つた価格の経過をお話申上げてみたいと思ひます。

それは第一番に閉鎖機關の蚕糸業者が今年の三月のたしか二十七日頃かと記憶しておりますが、大体十三億七千万円ばかりの価格差益を政府に納入いたします際に、閣議で若し蚕糸業の根本的な施策が行われます際に、おきましては、その金額をその方面に出してもらいたいという閣議の了解事項があるわけでございませう。それから、これも大蔵当局からの要望でございますが、蚕糸業者が清算に當りまして若し価格差益を全部納めましたりしまして、なお出資者に対して残余財産があつた場合におきましては、或る程度政府に寄附してもらいたいという要望があつたのでございませう。これにつきましましては我々もいたしまして、例の糸価安定法、その当時言われておりましたが、糸価安定の措置ができるものならば、それに対して指定寄附をするというやうな意向が民間に非常に多かつたわけでありまして、各出資者各個の会合におきまして、政府が若しそういう施策をやりました場合

におきましては、自分たちは一つ寄附をやろうというやうな意向があるわけでございます。従いまして我々もいたしましてはその場合に法律案を用意して、そして寄附をいたしますか、或いはそうでなしに寄附行為をやりますか、これは目下検討を加えておるのでございませうが、たとへば法律案で指定寄附のような法律案を出すにいたしまして、内容は現在のところ、我々の考へておるところは、出資者の自由意思に基きましてこれはやつて行こうという心組でございまして、何ら強制的な意味の法律案にはしたくはない、又やるべき筋合のものではないか、こう考へておる次第でございます。

○江田三郎君　余り質問するのも気が進まないでして、大体でためなことが多ので、これは私ちよつとほんやりしておたのですが、片柳委員からも指摘があつたと思ふのですが、こういう食糧輸入の可能性なんかについて……、繭のほうは二十五年における数字だけを出して来る、片方食糧のほうは過去五カ年間の数字を出して来る、繭についても過去五カ年間の数字を出さなければ比較にはならない。こういう一つの例ですけれども、一方的なことばかりやられて法案の審議を促進しようと言ふのは却つて逆効果になると思ふ。そういう意味で余り質問したくないのですが、この第三條の最高、最低をきめるときは値巾というものはどのくらい開きがあるのか。上と下とのパーセンテージというのはどのくらい違うのか。

○政府委員(青柳隆郎君)　この値巾

の、上下の値巾の問題が非常にこれは大きな問題でございまして、これも昨日お話申し上げましたが、海外におきましても非常にこれを重視しております。又国内におきましてもこの値巾の問題が非常に重視されておるわけでございします。現在大体統一されております点は、海外の要望といたしましては、上下一割という要望が強うございまして、実は今年の九月にロンドンで世界各國の蚕糸關係業者が集りましたその決議もそういう形になつております。一方又国内の面を見ますというところ、養蚕家は値巾の面は申されてお

○江田三郎君 誠に慎重な答弁でありまして、聞いておつて何のことかよくわからぬのでありますが、仮にまあ一割くらいということ解釈したい。

のだと思いますが、そうしますと、この予算で買入れる最低値が十四万五千円程度としますと、大体最高値を十六万円程度ということになると思うのであります。そういう十四万五千円乃至十六万円、或いはもつと開くのかわかりませんが、その程度で日本の糸価の上下を政府が括るとすることは、これは結果においてより以上の価値のあるものを海外により低く売り渡すということにはほしいか、実力以下に海外に日本の生糸を売りつける結果になるではないかということを心配してこれだけ一つお尋ねしておきます。

○政府委員(青柳礪郎君) 十四万五千円という金額をお話になりましたが、これは恐らく今年度の補正予算を組み立てる場合の基準の金額をお話になつていと思うのでございます。我々といしましては、あの金額は予算編成の一応の基準金額と見ているのであります、この法案に基きます最低価格というものの、いわゆる買入価格と申しますか、これはあの金額とは別個に考えて参りたいと思つております。

○江田三郎君 予算編成の基準になる単価がこれは何でもない、ただ数字だというような御答弁でありましたら何を聞いても仕方がないですからやめます。

○片柳眞吉君 三十億の一般会計からの繰入れであります。江田さんからのお話のような予算の単価が十四万五千円で行きますと、貯蔵、加工に要する経費等を多少引きまして、二万俵ぐらゐの数字が大体出て参りますが、ところが蚕糸局長の答弁のように、それは予算上の単価であるので、審議会できまつたらそれによるのだ、そうなる

のだと思いますが、これが大幅に上つた場合においては、来年度の予算ではやはり二万俵ぐらいがなければ操作がつかないということが前提になつていると思うのでありますが、そうなつて来ると単価が相当上つて来た場合においてはは来年度の予算においては三十億は当然にこれは膨らんで行かんと、この機能は発揮できないというように考えますが、そういう了解に大蔵省となつておりますかどうか、それが第一点であります。それから私は最近の予算の編成の仕方を見て行きますと、一つの意見といひまするか、感じを持ちま

するのは、三十億の金を出してその三十億が資本になつておりますけれども、特別会計を作つても三十億しか仕事ができんということでは資金の効率としては意味がないのではないか。而も昨日までの質疑で明らかになつた点では、米なんかは赤字が出ておりますが、生糸に関しては先ず大体は儲かるのだから、こういう極めて堅実な、堅実かどうか、そういう特別会計だとしますれば、約三十億は基金にしまして、それでむしろ何か蚕糸証券が何か知りませんが、そういうむしろ短期融資をやつてこれ以上にやはり買ひ得ると、こういう私は考え方が、どうもほかのほうにはそういう考え方があるのであつ

はり貯蔵、加工に要する経費は若干しかなければいかんから、三十億は全部使えない、買入れには而も今言つたような審議会で相当やはり上がらんと、江田さんの言うように養蚕農家の生産費も割つてしまふというようなせういう価格では非常に困るのであります。ですから非常にシンプル過ぎるという感じが特にこの場合するわけであります。そういうことはお考えになるおつもりがないかどうかです。その二点につきまして政府の所見を一つお漏し願いたい。

○政府委員(青柳隆郎君) 来年度の予

算につきましてこの三十億円を更に増額するといふような考えはないか、こゝういふようなお話でございますが、而も現在の糸浜から申しますというと、単価が上つて参れば増加しなければならぬといふような御質問でございます。現在大蔵省との間の了解では、来年度の予算につきましてはこの資金の増額はやつておらないのでございす。そんならそれで可能かどうかといふような面につきましては、昨日も御答弁申上げました通りでございます。そして次に長期資金じやなしに短期資金のよなものをごの特別会計で或る程度借り得るような規定を設けてはどうかといふ面でございますが、これ

形になつてゐるのであります。

○片柳眞吉君 単価が上つても三十億が殖えないと、それだけ数量が減ることになります。それではこの機能は發揮できないと思う。当然これは私はやはり十四万五千円で三十億というのは、結局大体二万俵程度押えなければ、この機能は發揮できないといふところから来ておると思う。これは当然そうならんと、それでなくてもウィークな機能が更に弱まつて、意味をなさない。これは一つ強力に押してもらいたい。それからあの証券の点は財政上の理由と言いますが、これが一年度内で

買つて売れるということであれば、これはむしろ儲かるくらいで、これはインベントリー・ファイナンスの問題も起らないのであつて、なおおつりが出るくらいであつて、何も財政上の理由ということも、翌年度に相当滞貨が残ればそういう問題が起ると思います。が、大体年度内で終るということならば、むしろおつりが出て、それで何とかしろというのが、我々の注文であつて、一般会計からインベントリー・ファイナンスという必要もない。ですから一旦買ったものも、大部分が翌年に持ち越すんだという公算が大であれば、これは財政上の負担問題も起る。どうもそういう、そうでないような気

○政府委員（青柳輝郎君）　大蔵側の御意見は、その面はとにかく年度を越しては困るというような見解からいたしまして、初めはそういうようなことも考えられるのではないかというように係りの者も言っておりますが、順次折衝をして参りますにつれまして、こういう工合になつたわけでございます。

す。

○片柳眞吉君 これ以上は申しませんが、やる以上は機能の発揮できないものをやつても意味がないので、私はむしろ三十億ということでフイツクスされるのでは意味ないのであつて、今言つた養蚕証券なんかの問題も理窟が通れば何も大蔵省にとにかく言われる義理はない。その辺を強力に折衝して頂くことを希望いたしましたして質問を終わります。

○白波瀧米吉君 ちよつとお尋ねしますが、審議会の委員という者は、これは一過価格の決定をやれば、それで解任するのですか。

○政府委員(青柳龍郎君) この規定の考え方としては、大体六カ月というふうなことでございしますが、これも交渉いたしました、二年というふうなほかに審議会の例もあるそうでございしますから、長くして参りたいと思つております。それはどうかと申しますと、この審議会の重要な事項というふうなことにしましては、例の価格決定だけではないのでございまして、その改訂の問題もございまして、更に第十條の現在問題になつております特別措置などの問題もございしますし、又輸出確保に対しまして輸出優先というふうな問題もございします。これらの重要な事項は常に皆さんの御意見、審議会の御意見を尊重しながら私たちは運用して参りたいという気持ちからいたしまして、六カ月とは一応書いてありますが、その延長方を交渉して参りたい、こう考えております。

○白波瀧米吉君 交渉して行くというのですから何でもすけれども、私はこの

審議会の価格の決定というものは、こ

れは非常にむずかしいもので、えらい高いところにきめたら妙なことになるし、又きめた価格が非常に低ければそれも非常に及ぼすところが大きい。殊に上一割なんという値巾になつたら、これは實際価格のきめ方が當を得ていなかったら動きが取れんことに実はなつて来ると思うのです。又それに關係しては養蚕並びに製糸、或いは對外的にも非常に影響を及ぼすところが多い、非常に私はこれは審議会の委員という者は責任があつて、そうきめておいて、すぐに解かれて責任のない立場になるというふうな考え方だと私は非常にこれはおかしいのだと思つてますが、この点は私は少くとも一般に見られていくくらいは任期でないと、責任の感じ方も非常に違ふのじやないかというように私は考えております。

○政府委員(青柳龍郎君) 御趣旨の点は十分考慮して、善処して行きたいと思つております。

○飯島達次郎君 先ほど江田委員から質問のあつた点であります、この十四万五千の単価で、二万俵というところが三十億の計算の基礎になつてゐるようですが、十四万五千というところでこれを押えるということは、明らかに折角海外で十六万だ或いは十九万だ、二十一万だという呼値の出ている生糸に對して、徒らに政府が糸価の安定どころではなく、引下げをあえてしているという結果を來すことを私は非常に恐れるのであります、逆にではこれはもつと上げるのだ、審議会できめるのだからもつと適当な価格に落着けるのだということであれば、片柳委員の指摘されたように二万俵を割つて

来るから、これは折角の機能が果し得

ないということになつて来るので、どつちから突いても単価並びに数量等についてもこれは具体的に非常な無理を包蔵している。この点について海外に對する影響もありましようし、養蚕、製糸等に与える影響も非常に多いので、私はさつき農林大臣がおられたときに三十億を何とかしてもつと枠を拡げることをご積極的にお考えになるか、或いは当面の方針として、然らずんば折角努力して大蔵省と折衝の成立つた三十億を運用して、それから出て来る益金を何とか農林関係の中で特別に早い資金廻転をして、養蚕業振興のためにお使いになるか、そこらのところを一つ養蚕局長として、恒久的な問題と当面の問題についてもう一度十分御研究を願つて、我々の農林委員に納得のできるような一つお答えを、私は資料を以てでもいいです、お願いしたい、こう思ふのです。

○小林孝平君 昨日この審議会命令と、価格の決定方法の政令の資料を要求したところ、審議会令のほうは、ここに審議会関係の資料は來たのですけれども、非常に漠然とした資料を御提出になつたのですが、明日多分出しになる価格決定の制限に関する資料のほうは、こういう漠然としたものではなく、精細な具体的にわかる資料を一つお願いしたいと思ひます。

○委員長(羽生三七君) それでは本日はこの程度で散会をいたします。

午後三時四十七分散会

昭和二十六年十二月十五日印刷

昭和二十六年十二月十七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷行